

八幡浜地区施設事務組合職員の給与の支給等に関する規則

〔 令和 4 年 1 2 月 7 日 〕
規 則 第 6 号
改正

(目的)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 1 号）の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の給与の支給等については、八幡浜市職員の給与の支給等に関する規則（平成 1 7 年八幡浜市規則第 2 9 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と、八幡浜市職員の給与の支給等に関する規則別表第 1 を次の表と読み替える。

別表第 1

部 局	公 職	区 分
各事務部局	課長、事務局長	1 種
	主幹、次長、課長補佐	2 種
一次救急休日・夜間診療所	事務長補佐	2 種
特別養護老人ホーム	6 級に格付けされる施設長	1 種
	5 級に格付けされる施設長、施設長補佐、事務長	2 種
消防本部及び消防署	消防監、消防司令長	1 種
	消防司令	2 種

附 則

この規則は、公布の日から施行する。